

大気関係

届出のしおり

大気汚染防止法
揮発性有機化合物編
(VOC)

令和3年10月

佐賀県県民環境部環境課

目 次

はじめに	3
1 法の目的（法第1条）	3
2 揮発性有機化合物（法第2条）	3
3 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準（法第2条第2項、法第3条）	3
4 届出関係（法第17条の5～第17条の7、第17条の13第2項）	4
（1）届出の事項・時期等	5
（2）届出時の注意事項	6
事前相談	6
事前相談及び提出先	6
提出部数	6
実施の制限、期間の短縮（法第17条の9、法第17条の13）	6
提出方法	7
個人情報の取扱いについて	7
その他	7
（3）記入例と注意事項	8
【様式第2の2の記載例】	8
【別紙1の記載例】	11
【別紙2の記載例】	14
5 測定義務（法第17条の12）	16
6 行政処分等（法第17条の8、第17条の11、第14条、第23条、第26条）	17
（1）計画変更命令（法第17条の8）	17
（2）改善命令等（法第17条の11）	17
（3）緊急時の措置（法第23条）	17
（4）報告及び検査（法第26条）	17

はじめに

この冊子では、大気汚染防止法（以下「法」といいます。）の揮発性有機化合物排出施設に関する届出について説明しています。

1 法の目的（法第1条）

法では、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀の排出等の規制、有害大気汚染物質対策の実施の推進、自動車排出ガスに係る許容限度について定めています。

2 揮発性有機化合物（法第2条）

揮発性有機化合物とは、大気中に排出され又は飛散した時に気体である有機化合物（トルエン、キシレン、ベンゼン、酢酸エチル等）のことをいいます。ただし、揮発性有機化合物の規制の目的が、浮遊粒子状物質及びオキシダントによる大気汚染の防止であることから、浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない次表に示す8物質は規制対象から除かれています。

揮発性有機化合物から除外される8物質

メタン
クロロジフルオロメタン
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン

3 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準（法第2条第2項、法第3条）

揮発性有機化合物排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるもので、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要な施設であり、届出や排出基準の遵守義務が定められています。

揮発性有機化合物排出施設及び排出基準は次表のとおりです。

揮発性有機化合物排出施設			排出基準	
番号	施設	規模		
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC （平成 18 年 3 月 31 日以前に設置） 新設 400ppmC
			その他のもの	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材又は木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び材木又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

- ・送風機がない施設場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- ・乾燥施設には、焼付施設も含まれる。
- ・ppmC とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

4 届出関係（法第 17 条の 5 ～ 第 17 条の 7、第 17 条の 13 第 2 項）

揮発性有機化合物排出施設の設置等をしようとするときには、次表のとおり各種届出が義務づけられています。

届出書は届出者の控えを含めて 2 部作成し、工場・事業場のある所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に 2 部とも提出してください。

なお、それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

(1) 届出の事項・時期等

届出が必用なとき	届出の種類	届出内容	提出時期
揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするとき (法第 17 条の 5)	設置届	届出書 様式第 2 (・氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 ・工場又は事業場の名称及び所在地 ・揮発性有機化合物排出施設の種類 等) 別紙 1 揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法 別紙 2 揮発性有機化合物排出施設の処理の方法	工事着手予定日の 60 日前まで
法改正等により新たに揮発性有機化合物排出施設となったとき (法第 17 条の 6)	使用届	添付資料 工場又は事業場の付近の見取り図 揮発性有機化合物排出施設及び処理施設の配置図 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図 揮発性有機化合物処理施設の構造とその寸法を記入した概要図 揮発性有機化合物の排出及び処理に係る操業の系統の概要 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類	揮発性有機化合物排出施設となった日から 30 日以内
構造、使用の方法処理の方法を変更しようとするとき (法第 17 条の 7)	変更届		工事着手予定日の 60 日前まで
氏名等の届出内容に変更があったとき (法第 17 条の 13 第 2 項)	氏名等 変更届	様式第 4 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合	変更した日から 30 日以内
揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止したとき (法第 17 条の 13 第 2 項)	使用 廃止届	様式第 5 廃止した揮発性有機化合物排出施設の種類、廃止年月日等	廃止した日から 30 日以内
揮発性有機化合物排出施設の譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併又は分割があったとき (法第 17 条の 13 第 2 項)	承継届	様式第 6 承継した施設の種類、承継年月日等	承継のあった日から 30 日以内

県ウェブサイトから、「届出書の様式」を入手できます。

県ウェブサイトホームページ：<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314012/index.html>

県トップページ>暮らし・子育て>自然・環境・リサイクル>(環境情報)PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等>大気環境>届出のしおり(大気関係)

(2) 届出時の注意事項

事前相談

佐賀県では、届出書の作成や提出、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう管轄する保健福祉事務所環境保全課で、届出書提出前の事前相談を行っています。

届出書に不備がある場合には受理できないため、工事の着工が遅れることや、計画していた施設が排出基準に適合していないため計画変更命令を受けることがあります。

これらを防ぐためにも、管轄する保健福祉事務所環境保全課まで事前にご相談ください。

事前相談及び提出先

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL：0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL：0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL：0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL：0955-23-2103
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL：0954-23-3506

提出部数

2部提出してください。1部は、届出の控えとして届出が受理された後、提出された控えが戻されますので、大切に保管してください。

実施の制限、期間の短縮（法第17条の9、法第17条の13）

設置、構造等の変更の工事は、届出書が受理された日から60日を経過した後でなければ着手できません。

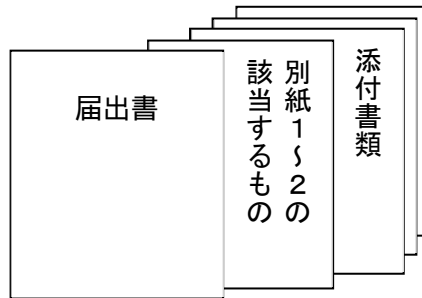
ただし、その届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、期間の短縮を行うことができます。

提出方法

提出書類は、届出書、別紙、添付書類の順に重ねてからご提出ください。

また、添付書類はなるべく JIS の A4 の大きさに作成してください。図面等 A4 より大きいものは A4 の大きさに折り、かつ、左綴じにして開きやすいように折りこんでください。

届出書 + 別紙 + 添付書類



個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

その他

2つ以上の揮発性有機化合物排出施設が、同一の工場、事業所に設置されている場合は、その種類が同一である場合に限り同一の届出書によって届出ができます。

(3) 記入例と注意事項

【様式第2の記載例】

様式第2

揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

佐賀県知事

様

届出者

氏名又は名称及び住所 **佐賀市城内1丁目1番59号**
並びに法人にあっては **佐賀工業株式会社 佐賀工場**
その代表者の氏名 **取締役工場長 佐賀 太郎**

担当者名 **整備担当課 佐賀 花子**
電話番号 **0952-25-1774**

大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐賀工業(株)佐賀工場	整理番号	
工場又は事業場の所在地	840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	3項 塗装の用に供する乾燥施設 1基	施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	備考	

備考1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。

- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

1	表紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合・・・設置(使用、変更)届出書 2 変更届の場合・・・設置(使用、変更)届出書 3 使用届の場合・・・設置(使用、変更)届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項) 2 変更届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項) 3 使用届の場合 大気汚染防止法第17条の5第1項(第17条の6第1項、第17条の7第1項)</p>
2	届出者	<p>法人の場合・・・その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有する者)の職氏名を記載すること。 個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名をすること。 非法人の団体の場合・・・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p>1 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状(1通を添付すること)。 2 施設の設置、維持及び使用時の管理等から、揮発性有機化合物排出の責を考慮して届出者を決めること。</p>
3	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先	<p>この届出についての連絡先(担当する課名・担当者名等)を記載すること。 また、その連絡先の電話番号を記載すること。</p>
4	届出日	届出窓口で受付終了後記入。
5	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
6	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 法人の所在地と異なる場合は電話番号も記入すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(地先等)で届出し、住居表示が確定した時点で名称変更届を提出すること。</p>
7	揮発性有機化合物排出施設の種類の	揮発性有機化合物排出施設が該当する令別表第1の2の項番号及び基数を記入すること。

		<p>< 施設の範囲 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装施設は、塗装ブースごとに1施設とみなす。 ・ 乾燥施設は、乾燥機ごとに1施設とみなす。ただし、複数の乾燥機が構造的に一体となり、1つの乾燥ゾーンを形成している場合には、それを1施設とみなす。 ・ 振り分け式グラビア印刷機（1つのグラビア印刷機で複数の給紙・排紙装置を有するもの）は、全体で1施設とみなす。 ・ 洗浄施設は、洗浄機ごとに1施設とみなす。三槽式の洗浄機等、各槽が一体的に使用されるものについては、全体で1施設とみなす。 ・ 容易に可動できる仕切り板等を用いて、1つの施設を区分けしたとしても、当該施設は1つのものとみなす。
8	揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	詳細について別紙1に記載し、添付すること。
9	揮発性有機化合物の処理の方法	詳細について別紙2に記載し、添付すること。

【別紙 1 の記載例】

別紙 1

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号	ロールコーター乾燥機NO.1	
名称及び型式	社製 SD-40型乾燥機	
設置年月日		年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規模	送風機の送風能力 (m ³ / h)	18.000
	排風機の排風能力 (m ³ / h)	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)	
	容量 (kL)	
1日の使用時間及び月使用日数等	9時～ 17時 8時間/回 1回/日 20日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月
排出ガス量 (m ³ / h)	15.000	
使用する主な揮発性有機化合物の種類	トルエン	
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	300ppmC	
参考事項		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が 1 気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法 (排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。) 等を記載すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。	
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該揮発性有機化合物排出施設等の固有の番号(記号)又は呼称を記載する。(番号等は重複しないよう、また一連番号等を与えるなど分かりやすいように留意してください。)	
3	名称及び型式	製造会社名、型式等を記載すること。	
4	設置年月日	当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の排出施設の場合のみ記載すること。)	
5	着工予定年月日	当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。(既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)	
6	使用開始予定年月日	当該届出施設等の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。 (既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)	
7	規	全体	規模については、該当項目を記入する。
	模	送風機の送風能力(m ³ /h)	各乾燥施設 <p>「送風機の送風能力」は、施設の種類が乾燥施設の場合、接続する送風機の定格能力を記載すること。塗装施設、洗浄施設及び貯蔵タンクの場合は規模要件でないため空欄とすること。</p> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1施設に送風機が複数ある場合には、その能力を合算すること。 ・施設内循環のみを目的とする送風のみを設置する施設については、送風機はないと判断すること。 ・送風機からの送風が施設内で循環する場合でも、ダンパー(空気調節器)の切り替え等により潜在的に吸気も可能で、施設外へ揮発性有機化合物が排出され得る設計になっている場合には、最大の吸気可能量で規模を判断すること。 ・専ら非常時において用いられる送風機の送風能力については、規制対象施設の規模要件である送風能力には合算しないこと。
		排風機の排風能力(m ³ /h)	吹付塗装施設 <p>「排風機の排風能力」は、施設の種類が塗装施設の場合、接続する排風機の定格能力を記載すること。洗浄施設、貯蔵タンクの場合は、規模要件ではないため空欄とすること乾燥施設については、送風機がない場合のみ排風機の能力を記入すること。</p> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1施設に排風機が複数ある場合には、その能力を合算すること。 ・建屋内に揮発性有機化合物を排出する施設以外の様々な施設が混在しており、かつ、全体換気用の換気扇しか設置されていない場合には、「排風機」に含まれない。 ・ただし、建屋全体が塗装施設とみなせる場合(例：造船所における塗装用の建屋)に、換気扇のみが設置されている場合には、「排風機」に含まれる。 ・複数の施設からの排出ガスが、1つの排風機により1つの排出口から排出される場合には、当該排風機の排風能力が、各施設にどのように割り振られているかを設計図等により確認し、その設計上の定格能力をもって排風機の排風能力とすること。

	揮発性有機化合物が空気に接する面積 (m ²)	溶剤洗浄施設	<p>洗浄剤である揮発性有機化合物が空気に接する面(液面又は蒸気空気境界面)の面積。</p> <p><注></p> <ul style="list-style-type: none"> ・三槽式の洗浄施設等、各槽が一体的に使用されるものについては、各槽の面の面積を合算すること。 ・水平部の断面積が場所によって異なる洗浄施設における「空気に接する面の面積」は、洗浄施設において洗浄用に使用できる範囲内で最も大きい面の面積。 ・蒸気洗浄等により、洗浄剤が霧状となる施設の場合の「空気に接する面の面積」は、洗浄施設の水平部の断面積。 ・シャワー洗浄等により、洗浄剤の液滴を当てて洗浄する施設の場合の「空気に接する面の面積」は、洗浄剤による被洗浄物の濡れ面の面積。 ・洗浄施設と乾燥施設が一体となっていない場合、乾燥施設の規模を示す指標としては、乾燥前の洗浄施設におけるVOCが空気に接する面の面積となる。
	容量 (kL)	貯蔵施設	貯蔵タンクの容量。
8	1日の使用時間及び月使用日数等		・施設の稼働開始から終了までの時間、1回当たりの施設稼働時間、1日に稼働する回数、1月当たりの稼働日数を記載すること。
9	排出ガス量 (Nm ³ /h)		<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス量は、排出口から外部に排出する湿りガス量(最大値)を記載すること。 ・上記の値は、排出ガスの冷却回収等のガス量が変化する処理を行わない限り、排出ガス量は送風機(排風機)の定格値となる。
10	使用する主な揮発性有機化合物の種類		<ul style="list-style-type: none"> ・トルエン、キシレン等の物質名を記載すること。 ・揮発性有機化合物が石油類である場合は、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載する。
11	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppmC (炭素換算))		<ul style="list-style-type: none"> ・湿り排ガス中の揮発性有機化合物濃度について、設計値または実測値(最大値)を、炭素換算濃度(ppmC)で記載する。 ・ppmをppmCに換算するためには、排出される揮発性有機化合物濃度(ppm)にその物質の炭素数を乗じて算出する。なお、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載する。 ・一施設で複数の排出口を有する場合の測定 <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの方法をとることもできる。 施設の構造等から最高濃度の排出ガスを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。 各排出口からの揮発性有機化合物の濃度を測定し、その値を排出ガス量で加重平均する。 ・複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載する。 ・新たに設置する施設は、計算により求めた濃度を記載する。 ・貯蔵タンク(排出ガス処理装置を設置しているものを除く。)の場合には、計算により求めた揮発性有機化合物濃度を記載する。

【別紙 2 の記載例】

別紙 2

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		蓄熱式処理装置 No.1		
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		ロールコーター乾燥機 No.1		
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		社製SS-III型脱臭装置		
設 置 年 月 日				年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日		年 月 日
処 理 能 力	排出ガス量 (m ³ /h)		30,000	
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比 ppm (炭素換算))	処 理 前	4,500	
		処 理 後	300	
	処 理 効 率 (%)		93.3	

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
 - 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。	
2	揮発性有機化合物処理施設の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等の固有の番号（記号）又は呼称を記載する。（番号等は重複しないよう、また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように留意すること。）	
3	処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号	別紙1の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 ただし、他に当該処理施設を共用する揮発性有機化合物排出施設等がある場合には、その施設も併せて記載すること。	
4	揮発性有機化合物処理施設の種類、名称及び型式	当該処理施設の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> 直接燃焼装置・触媒燃焼装置	
5	設置年月日	設置年月日を記載すること。 （既存の排出施設の場合のみ記載すること。）	
6	着手予定年月日	当該処理施設等の関連工事（基礎工事を含む。）に着工する予定年月日を記載すること。（既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）	
7	使用開始予定年月日	当該処理施設等の本運転（実稼動）開始の予定年月日を記載すること。（既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。）	
8	処理能力 （容量比 ppm（炭素換算） 揮発性有機化合物濃度）	排出ガス量 （Nm ³ /h）	当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態（0、1気圧）に換算した値（設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値（合計値）をいう。）を記載すること。
		処理前・処理後	設計値（メーカー保証値等）、測定値等によること。 ・湿り排ガス中の揮発性有機化合物濃度について、設計値または実測値（最大値）を、炭素換算濃度（ppmC）で記載する。 ・ppmをppmCに換算するためには、排出される揮発性有機化合物濃度（ppm）にその物質の炭素数を乗じて算出する。なお、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載する。 ・一施設で複数の排出口を有する場合の測定 次のいずれかの方法をとることもできる。 施設の構造等から最高濃度の排出ガスを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。 各排出口からの揮発性有機化合物の濃度を測定し、その値を排出ガス量で加重平均する。 ・複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出するもののものを測定又は計算して記載する。 ・新たに設置する施設は、計算により求めた濃度を記載する。 ・貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）の場合には、計算により求めた揮発性有機化合物濃度を記載する。
		処理効率	処理効率 = 1 - 処理装置出口の VOC 濃度 / 処理装置入口の VOC 濃度

5 測定義務（法第 17 条の 12）

揮発性有機化合物排出者は、施設から排出される揮発性有機化合物濃度を年 1 回以上測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

測定結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、3 年間保管しなければいけません。

また、測定にあたっては次の点を留意してください。

○ 測定を行う時間及び時期（平成 17 年 6 月 17 日付け環管大 050617001 号）

(1) 測定を行う時間

揮発性有機化合物が排出される工程では、バッチ式の操業が行われる等、常に平均的な濃度で揮発性有機化合物が排出されるとは限らない状況が多いため、捕集バッグによる試料採取は 20 分間行うこと。ただし、一工程の時間が 20 分満たない場合は、一工程の時間で足りる。

(2) 測定を行う時期

試料の採取は、一工程で揮発性有機化合物の排出が安定した時期とすること。ただし、貯蔵タンクの試料の採取は、揮発性有機化合物の注入時期とすること。

○ 一施設で複数の排出口を有する場合の測定

一施設で複数の排出口を有する場合、全ての排出口において測定する方法の他、次のいずれかの方法をとることも可能とした。

(1) 施設の構造等から最高濃度の揮発性有機化合物を排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口において測定する。

(2) 各排出口からの揮発性有機化合物濃度を測定し、その値を次の式のように排出ガス量で加重平均する。

$$\text{揮発性有機化合物の加重平均値} = \frac{C_1 \times V_1 + C_2 \times V_2 + C_3 \times V_3 \cdots + C_n \times V_n}{V_1 + V_2 + V_3 + \cdots + V_n}$$

C : 各排出口の揮発性有機化合物の濃度 V : 各排出口の排出ガス量 n : 排出口の数

この場合、排出ガス量の測定は、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に定める方法による。なお、施設の構造等から、揮発性有機化合物濃度を一部の排出口で代表させることができる場合には、当該排出口における揮発性有機化合物濃度を測定すればよい。

○ フレアスタック処理に係る特例

フレアスタック（グランドフレアを含む。）により排出ガスを燃焼処理している場合には、測定が不可能であるため、VOC 濃度を測定する必要はなく、排出基準に適合しているものとみなすこと。

○ 貯蔵タンクに係る特例

貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）にあつては、非常に高濃度の揮発性有機化合物が排出されるため、災害を防止する観点から、計算により求めた VOC 濃度をもって測定に代えることができる。

○ 複数の揮発性有機化合物排出施設に係る測定

(1) 複数の揮発性有機化合物排出施設から集合煙突を通じて排出される揮発性有機化合物濃度は、集合煙突単位ではなく、個々の施設ごとに測定することが原則であるが、測定対象施設以外の施設を停止させて集合煙突における揮発性有機化合物濃度を測定してもよい。

(2) 複数の揮発性有機化合物排出施設の揮発性有機化合物を集合して排出ガス処理装置で処理している場合の揮発性有機化合物濃度は、各施設の出口における揮発性有機化合物濃度を測定し（測定が著しく困難な場合には計算により算定することも可。）、それに次の係数を乗じたものとする。

$$\text{係数} = 1 - \text{処理効率} = \text{処理装置出口の VOC 濃度} / \text{処理装置入口の VOC 濃度}$$

6 行政処分等(法第 17 条の 8、第 17 条の 11、第 14 条、第 23 条、第 26 条)

佐賀県では法に従って、次の対応を行います。
また、法に違反した場合には、罰則規定があります。

(1) 計画変更命令 (法第 17 条の 8)

施設の設置届又は変更届が提出された場合であって、その施設が排出基準に適合しないと認められるときは、その届出をした日から 60 日以内に限り、揮発性有機化合物の構造又は使用の方法に関する計画の変更、揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画処理の方法に関する計画の変更又は設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 改善命令等 (法第 17 条の 11)

揮発性有機化合物排出施設を設置する者が排出する揮発性有機化合物の排出口における濃度が基準に適合しないときは、揮発性有機化合物排出施設の構造又は使用の変更、揮発性有機化合物の処理方法の改善、揮発性有機化合物の排出施設の使用の一時停止するよう命じ、又は使用の一時停止を命ずることがあります。

(3) 緊急時の措置 (法第 23 条)

大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある、又は生ずると認められる場合(緊急時) 揮発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物排出量の減少について協力を求めることがあります。また、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、揮発性有機化合物濃度の減少、揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

(4) 報告及び検査 (法第 26 条)

県職員が、工場・事業場に立入り、必要な物件を検査することがあります。また、揮発性有機化合物排出施設の状況等について報告を求めることがあります。

法に違反した場合の罰則は次表のとおりです。

適 用	罰 則
排出基準に適合しないとして、改善や一時停止を命じられ、それらの命令に違反した場合 (法第 17 条の 8、第 17 条の 11)	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 (法第 33 条) *
設置の届出をせず、虚偽の届出をした場合 (法第 17 条の 5 第 1 項)	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (法第 34 条) *
変更の届出をせず、虚偽の届出をした場合 (法第 17 条の 7 第 1 項)	
緊急時の措置命令に違反した場合 (法第 23 条第 2 項)	6 月以下の懲役又は 50 円以下の罰金に処する。 (法第 33 条の 2) *
使用の届出をせず、虚偽の届出をした場合 (法第 17 条の 6 第 1 項)	30 万円以下の罰金 (法第 35 条) *
届出をして 60 日以内に施設を設置又は変更した場合 (法第 17 条の 9)	
県から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告を、又は立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合 (法第 26 条第 1 項)	

適 用	罰 則
氏名等の変更の届出、施設の廃止の届出、承継の届出をせず、虚偽の届出をした場合 (法第 17 条の 13 第 2 項)	10 万円以下の過料 (法第 37 条)

* 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の罰金刑を科する。

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

佐賀県知事

様

届出者

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

担当者名

電話番号

大気汚染防止法第 17 条の 5 第 1 項（第 17 条の 6 第 1 項、第 17 条の 7 第 1 項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類		施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙 1 のとおり。	審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙 2 のとおり。	備考	

備考 1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 に掲げる項番号及び名称を記載すること。

- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。
- 5 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙 2 の届出は必要ない。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	送風機の送風能力 (m ³ /h)		
	排風機の排風能力 (m ³ /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)		
	容 量 (kL)		
1日の使用時間及び月使用日数等		時~ 時 時間/回 回/日 日/月	時~ 時 時間/回 回/日 日/月
排出ガス量 (m ³ /h)			
使用する主な揮発性有機化合物の種類			
揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm(炭素換算))			
参 考 事 項			

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における量に換算したものとす。
- 6 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 8 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 9 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法(排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。)等を記載すること。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排出ガス量 (m ³ /h)		
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))	処理前	
		処理後	
	処 理 効 率 (%)		

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
 - 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
 - 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

佐賀県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに

届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

(ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設)の別			整理番号	
変更内容	変更前		受理年月日	年月日
	変更後		施設番号	
変更年月日	年月日		備考	
変更の理由				

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kijji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

使用廃止届出書

年 月 日

佐賀県知事

殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第 11 条（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設	の別	整理番号	
工場又は事業場の名称		受理年月日	年月日
工場又は事業場の所在地		施設番号	
施設の種別		備考	
施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年月日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

承 継 届 出 書

佐賀県知事

殿

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第 12 条第 3 項（第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び第 18 条の 36 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		の別	整理番号		
工場又は事業場の名称			受理年月日	年月日	
工場又は事業場の所在地			施設番号		
施設の種類			備考		
施設の設置場所					
承継の年月日		年月日			
被承継者	氏名又は名称				
	住所				
承継の原因					

- 備考 1 印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

年 月 日付けの大気汚染防止法第 条（佐賀県環境保全と創造に課する条例第
条）の規定による届出について、次のとおり、実施制限期間の短縮をお願いします。

工場又は事業場の名称	
工事着手予定年月日	